

していしょうがいしゃしえんしせつ いわない がくえん
 指定障がい者支援施設 岩内あけぼの学園
 じゅうようじこうせつめいしょ
 重要事項説明書

あなたに対する指定障がい者支援施設サービス提供の開始にあたり、厚生
 労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん ふくしかい 社会福祉法人あけぼの福祉会
しょざいち 所在地	ほっかいどういわないぐんいわないちょうあぎのづか ばんち 北海道岩内郡岩内町字野東210番地
でんわばんごう 電話番号	0135-62-9701
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りぢちよう にしぎき きみかず 理事長 西崎 公一
せつりつねんがつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和57年11月19日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせつ しせつにゆうしょしえん せいかつかいご 指定障がい者支援施設 (施設入所支援、生活介護) へいせい ねん がつ にちしてい 平成22年4月1日指定
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	いわない がくえん 岩内あけぼの学園
じぎょうしょばんごう 事業所番号	0112300033
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ほっかいどういわないぐんいわないちょうあぎのづか ばんち 北海道岩内郡岩内町字野東210番地
れん らく さき 連絡先	でん わ 電話 0135-62-9701 FAX 0135-62-4011
かん り しゃ 管理者	えんちよう おの ひろし 園長 小野 裕
サービス管理責任者	、
サービスの実施地域	いわないちょう 岩内町
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょう しゃ 知的障がい者
てい いん 定 員	しせつにゆうしょ めい せいかつかいご めい 施設入所 50名 ・ 生活介護 60名
かいせつねんがつび 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和58年4月1日
にっちゅう 日中サービスに 係る営業日およ び営業時間	えいぎょうび げつようび きんようび 営業日 月曜日から金曜日 えいぎょうじかん じ 営業時間 9時30分から16時まで

3. サービスの目的・運営方針

目的	生活介護の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障がい者施設において、必要な介護、支援をする。
運営方針	利用者の権利擁護、利用者主体のサービス提供、地域に開かれた施設

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 (耐火建築物) (耐震構造)
敷地面積	14,575㎡
の延べ床面積	2,044.51㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備考
居室	1人部屋 25室 16室 3室 3人部屋 2室	11.25㎡ 12.60㎡ 9.72㎡ 22.50㎡ (個室に転用可、1人部屋4室)
食堂	1室	102.38㎡
浴室	男女各1室	
洗面所	男女各2カ所	
トイレ	男女各2室	
相談室	1室	
多目的室	1室	165.0㎡
医務室兼静養室	1室	30.0㎡
廊下幅		最小1.69m
作業・訓練棟	(生活介護)	77.76㎡
	(生活介護)	126.00㎡
	(生活介護)	41.40㎡
	(生活介護)	216.00㎡
作業・訓練棟	(生活介護)	109.9㎡

自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、非常用照明
 自動消火設備（スプリンクラー）、パッケージ型消火設備、消火器

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を
 設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1名			0.6名	GH管理者 兼務
サービス管理責任者	2名	2名				2.0名	
医師				1名			嘱託
看護師	1名	1名				1.0名	
理学療法士							
作業療法士	1名	1名				1.0名	
生活支援員	41名	33名		6名	1名	38.0名	
栄養士	1名	1名				1.0名	
その他	3名	1名		2名		2.2名	事務員
調理員	日清医療食品株式会社に業務委託						

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

○各職種の勤務体系

職種	勤務体制
管理者	
栄養士	日勤の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務員	
看護師	日勤の勤務時間帯（8：30～17：30） 夜間、休曜日においても緊急対応します。
医師	月1回が、診察日となります。
サービス管理責任者	日勤（8：30～17：30） 早番（7：00～16：00）

せいかつしえんいん 生活支援員	はや 早2 (7:30~16:30) B (10:00~19:00)	おそばん 遅番 (12:00~21:00) © (11:00~20:00)
しよくぎょうしどういん 職業指導員	なか 中1 (7:00~13:00・16:00~19:00)	きゅうけい 休憩 11:00~12:00
	やきん 夜勤 (21:00~7:00)	
	やきん 夜勤2 (20:00~24:00・5:00~9:00)	きゅうけい 休憩 24:00~5:00
	やきん 夜勤3 (18:00~22:00・5:00~9:00)	きゅうけい 休憩 22:00~5:00

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	<p>りようしゃおよ かぞく そうだん せいい ・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をも って応じ、可能な限り必要な援助を行なうように努めます。</p> <p>そうだんまどぐち <相談窓口></p> <p>しえん おの ひろし 支援ワーカー、小野 裕、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX</p>
くん れん 訓練	<p>せいかつのうりよく い じ こうじょう しよくじ か じ など にちじょうせいかつのう ・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能 力等を向上するための訓練を行います。</p> <p>(日常生活訓練・社会適応訓練等)</p> <p>にちじょうせいかつくんれん しゃかいてきおうくんれんなど ・身体の機能、生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を 行います。</p>
はい せつ 排泄	<p>りようしゃ じょうきょう おう てきせつ はいせつえんじょ おこな とも はいせつ ・利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うと共に、排泄 の自立に向けた適切な支援を行います。</p>
かい ご 介護	<p>りようしゃ しんしん じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ しよくじ ・利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって食事・ 整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>① 入浴</p> <p>しゅう かいじょうおこ ひつよう おう てきせつ 週に3回以上行ないます。ただし、必要に応じて適切に 対応します。(心身の状況により入浴することが困難な 場合は、清拭となる場合があります。)</p> <p>せつびでんけん しゅうぜんとう にゅうよく ばあい *設備点検・修繕等により、入浴できない場合があります。</p> <p>② 起床・入床</p> <p>きしやう にゅうしやう 起床時間 (7:00から7:30) 入床時間 (遅くとも22:00)</p> <p>ほんにん い し そんちやう ※本人の意思を尊重します。</p> <p>③ 着脱衣</p> <p>えいせいめんおよ せいかつ ととの まいにち き が おこ 衛生面及び生活リズムを整えるため、毎日着替えを行ない</p>

	<p>ます。その際、必要に応じて介助、確認をします。</p> <p>④ 整容</p> <p>毎食後の歯磨き支援、介助、確認。洗面の支援、介助、確認 など個性を尊重した適切な整容を援助します。</p> <p>※シーツ交換は週1回行ないます。</p>
<p>余暇活動の 支援</p>	<p>・将来、地域生活において幅のある生活を送ることができるように支援します。</p>
<p>健康管理</p>	<p>・日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> <p>・嘱託医師により、月1回診察日をつけて健康管理に努めます。</p> <p>・平常時は、看護師により疾病予防、健康管理に努めます。</p> <p>・緊急時は必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</p> <p>・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。</p> <p>・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添などについて配慮します。(付添料がかかる場合があります)</p>
<p>創作的活動</p>	<p>・創作的活動の機会を提供します。</p> <p>① 絵画、貼り絵</p> <p>② ミニ農園、小果樹の栽培等</p>
<p>生産活動</p>	<p>・軽作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p>① せっけんの製造</p> <p>② 椎茸栽培</p> <p>③ 軽易な受託作業</p> <p><工賃の支払></p> <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p> <p>ただし、以下の工賃額は最低保障として支給します。</p> <p>○日中サービス利用者 月額 500円</p> <p>(利用日数が開所日数の8割未満の場合は半額)</p>

(2) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>食事サービス</p>	<p>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーにと富んだ手作りの食事を提供します。</p> <p><食事時間></p> <p>朝食(7:45～) 昼食(12:00～)</p> <p>夕食(18:10～)</p> <p>○基本的な朝・昼・晩の食事 (朝 410 円、昼 470 円、夕 479 円)</p> <p>○日中サービスのみ利用の場合</p> <p>・(昼食)</p> <p>・土日に私的利用する場合(昼食)</p> <p>○特別食 (本人の希望により特別な食事を提供します)</p>	<p>1日 1,359円</p> <p>1食 470円 (300円減免あり)</p> <p>1食 470円 (減免なし)</p> <p>じっぴ 実費</p>
<p>光熱水費</p>	<p>・施設入所支援利用者は使用量に関わらず。</p> <p>・日中サービスのみ利用のユーザーで、土日に私的利用する場合</p>	<p>1日 400円</p> <p>1日 57円</p>
<p>創作的活動およびクラブ活動等</p>	<p>・創作的活動及びクラブ活動(編み物、ハンドベル、プール)を行ないません。事業者が活動に係る費用を負担しますが、今後利用者が負担して頂くことが適当であるものに関する費用を負担していただく可能性があります。</p>	
<p>日常生活上必要となる諸経費</p>	<p>・利用者の日常生活品の購入の斡旋や代行を行ないません。代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用をいただきます。</p> <p>○日用品費</p> <p>○保健衛生費</p> <p>○教養娯楽費</p> <p>○理容、美容等</p>	<p>じっぴ 実費</p> <p>じっぴ 実費</p> <p>じっぴ 実費</p> <p>じっぴ 実費</p>
<p>生産活動等</p>	<p>・生産活動を行う際にかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに関しては費用を</p>	<p>じっぴ 実費</p>

	<p>いただきます。</p>	
<p>社会生活上 の便宜の供与 等</p>	<p>必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>月1回の外出行事及び誕生日会（別添年間行事計画のとおり）</p> <p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。</p>	<p>ゆうそうりょうなど 郵送料等 じつび 実費</p>
<p>金銭管理</p>	<p>希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。</p> <p>○通帳管理、小遣い等を管理します。</p> <p>○小遣い等の管理のみの場合。</p> <p>・管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預け入れている通帳</p> <p>・お預かりするもの 上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書</p> <p>① 保管責任者 園長</p> <p>② 保管管理者 総務課長</p> <p>③ 出納責任者 支援課長、支援係長</p> <p>・管理方法 入出金については、責任を持って行い、出入金記録を作成します。</p> <p>年2回、残高報告書を作成し、利用者もしくは身元引受人に報告します。</p> <p>利用者及び身元引受人は、いつでも出入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。</p>	<p>げつがく えん 月額2,000円 げつがく えん 月額1,000円</p>
<p>健康診断</p>	<p>定期健康診断を実施します。（年2回）</p> <p>定期健康診断時にオプション検査も希望により実施します。</p>	<p>じつび 実費</p>

	<p>れい けつえき けんさ えん えん (例) 血液マーカー検査15,429円、17,485円 べんせんけつけんさ えんなど 便潜血検査1,080円等</p> <p>しよくたくいとう そうだん ひつよう けんしん じっし ・嘱託医等と相談し、必要な検査を実施します。</p>	じっぴ 実費
ひふくひ 被服費	ひつよう おう ほじゆう ・必要に応じて補充します。	じっぴ 実費
でんきだい テレビ電気代	こじんしよゆう ぼあい かげつ ・個人所有の場合、1ヶ月	えん 500円
いそう つきそ 移送・付添い サービス	<p>ほんにん かぞくなど きぼう ちょうがいりようきかん ・本人および家族等が希望する町外医療機関へ つういんつきせい くすりうけとりだいこう の通院付添、および薬受取代行 ほくだいしかなどりようしゃ じょうたい ちょうない (北大歯科等利用者の状態により町内での しんりょう こんなん ぼあい くつちやんこうせいびょういんふじんか 診療が困難な場合や、俱知安厚生病院婦人科 などちょうないりようきかん しんりょうか つういん のぞ 等町内医療機関にない診療科への通院は除く)</p> <p>た つきそ だいこう ・その他の付添いおよび代行</p> <p>しよくいんつ そ りょう ○職員付き添い料</p> <p>しよくいんりよひしきゆうがく た りようしゃ ※職員旅費支給額。ただし、他の利用者 ふくすう りよう ぼあい にんずう あんぶん 複数で利用した場合は、人数で按分します。</p>	じっぴ 実費
そうげい 送迎サービス	<p>にっちゆう りようしゃ しせつにゆうしよ 日中サービスのみの利用者および施設入所 りようしゃ きせいじ そうげい 利用者の帰省時の送迎 あいの そうげい いわないちょう (相乗りによる送迎となり、岩内町および きょうわちよう かぎ 共和町に限る)</p> <p>しせつ きより いない ・施設からの距離が5km以内</p> <p>しせつ きより いじょう いない ・施設からの距離が5km以上10km以内</p> <p>しせつ きより いじょう ・施設からの距離が10km以上</p>	<p>かたみちいつかい 片道一回につき</p> <p>えん 50円</p> <p>えん 100円</p> <p>えん 150円</p>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録等の複写代 証明書書類の発行代 在園証明書 日中サービスのみの利用者で営業日外の私的利用（9：30～16：00） ※上記時間帯をやむなく超過する場合について、基本的には利用を認められないが、事業者が利用を認めた場合、延長利用することができます。 ※市町村が実施する地域生活支援事業を利用する場合の負担はその規定によります。 その他 	<p>1枚 20円</p> <p>1件 500円</p> <p>1部 200円</p> <p>1日 2,000円</p> <p>延長利用 1時間250円</p> <p>じっぴ 実費</p>
------------	---	--

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者には交付いたしません。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス給付者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消しについて

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定

日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

なお、施設入所利用者が1日3食の食事が不要な場合でサービス利用日の3日前までに申し出があった際には、上記「6. サービス提供の内容(2) 食事サービス」の料金に係る自己負担額は、3食とも食事が不要となった日数分いただきません。

日中実施サービスのみの利用者も同様に、食事が不要な場合でサービス利用日の3日前までに申し出があった際には、食事に係る自己負担額は、食事が不要となった日数分いただきません。

なお、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合は、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料 (食費の実費相当額)	施設入所サービス利用者	820円
	日中実施サービスのみの利用者	303円

(4) その他

施設入所利用者が利用契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・その他受けたサービス実費

(5) 利用料金のお支払方法

前記(1)～(4)の料金は月末に締め1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、請求月の25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

北洋銀行	岩内中央支店	普通預金	
北海信金	岩内支店	普通預金	
口座名義	社会福祉法人あけぼの福祉会		

(ウ) 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：北海信金

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日午前9:00～午後5:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

・利用者の病状急変等の緊急時、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

・利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定した者に対し緊急に連絡します。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した施設支援サービスに関する苦情がある場合は、いつでも下記に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

利用者又はその家族、後見人等は、虐待について下記の虐待防止に関する窓口で相談することができます。相談を受けた職員は、ただちに利用者への適切な配慮をし、虐待防止責任者へ報告します。虐待防止責任者は、相談の内容等を記録するとともに、情報を分析し、虐待の可能性がある場合は、速やかに道へ報告、市町村及び保護者等へ連絡をするとともに、利用者の安全・安心確保のために必要な措置を講じます。

(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所 りようそだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 [redacted] 苦情解決責任者 小野 裕 ご利用時間 9:00～17:00 (日曜、祝日、年末年始を除く) 電話番号 0135-62-9701 FAX 0135-62-4011 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。
<p>あけぼのふくしかい 第三者委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電話番号 [redacted] 元人権擁護委員 電話番号 [redacted] 岩内町民生委員
<p>いわないちょうやくば 岩内町役場 福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：北海道岩内郡岩内町高台134番地1 電話番号：0135-63-1011
<p>ほっかいどうしりべしそごう 北海道後志総合 振興局 保健環境部 社会福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：北海道虻田郡倶知安町北1東2 電話番号：0136-23-1936
<p>ほっかいどうふくし 北海道福祉サービス 運営適正化委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：北海道札幌市中央区北2条西7丁目 社会福祉協議会内 電話番号：011-204-6310

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 XXXXXXXXXX 、 ・虐待防止責任者 小野 裕 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 (日曜、祝日、年末年始を除く) ・電話番号 0135-62-9701 F A X 0135-62-4011
------------------	---

11. 協力医療機関

医療機関の名称	岩内協会病院	北内科クリニック
所在地	岩内町高台209-2	岩内町高台2-1
電話番号	0135-62-1021	0135-62-1457
診療科	内科・外科・整形外科・ 眼科・精神神経科・その他	内科
入院設備	あり	なし

歯科医療機関の名称	西崎歯科医院
所在地	岩内町高台150
電話番号	0135-62-1155

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 あり ・防火扉 あり ・誘導灯 あり ・スプリンクラー あり ・ガス漏れ報知機 あり ・非常通報装置 あり ・非常用電源 あり ・屋内消火栓設備 あり ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年3回以上夜間および昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：毎年4月に消防計画を提出 防火管理者： XXXXXXXXXX
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：(株)損害保険ジャパン

	かにゆうほけんないよう 加入保険内容 : しゃかいふくししせつそうごうそんがいほしょう 社会福祉施設総合損害補償 かにゆうほけんがいしやめい 加入保険会社名 : とうきょうかいじょうにちどうかさいかぶしき 東京海上日動火災(株) かにゆうほけんないよう 加入保険内容 : しゃかいふくししせつそうごうほしょうせいど 社会福祉施設総合補償制度
--	---

13. 損害賠償

・事業者は、支援サービスの提供時に事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

・事業者は、支援サービスの提供時に事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

ただし、以下の理由によって事故やその他の損害が発生した場合には、施設は損害賠償の責任を免れるものとします。

- (1) 利用者又は身元引受人等が契約を結んだ時に利用者の心身の状況および病歴などの重要事項について正しく告げず、または不実の告知を行なったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者又は身元引受人等が、施設サービスの実施にあたって必要な事項に関する質問等に対して正しくこれを告げず、または不実の告知を行なったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) その他、利用者が施設又は担当職員の責によらない事由に起因して損害が発生した場合。

14. 事故発生時の対応

・事業者は、利用者の体調に急な変化が起きた場合やその他の緊急な場合には、ただちに各関係医療機関や指定する医療機関に診察をお願いする等の必要な措置を講じます。また、身元引受人にも連絡します。

・上記の他、支援サービスの利用中に心身の状態が変化した場合は、身元引受人に対して、緊急に連絡します。

・事業者は、支援サービスの提供によって事故が発生した場合には、まず利用者の身体の状態を確認し応急手当や、通院等の必要な措置を講じます。

また、必要に応じて関係市町村や、身元引受人に連絡を行なうと共に速やかに事故原因を解明して今後の対策について協議し、再発防止に努めます。そして、利用者又は身元引受人に対策と結果について報告します。また、これら一連のことについて、記録し保存します。

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>来訪・面会</p>	<p>・あけぼの学園に宿泊する際は、事前にご相談ください。</p>
<p>外出・外泊</p>	<p>・外出・外泊の際は必ず、担当窓口まで事前に連絡してください。</p>
<p>嘱託 医師 以外の 医療機関への受診</p>	<p>・より専門科への受診が必要と判断された場合、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。</p>
<p>居室・設備・器具の 利用</p>	<p>・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>喫煙・飲酒</p>	<p>・喫煙は決められた場所でお願ひします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかける程度にお願ひします。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>・貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。</p>
<p>宗教活動・政治 活動・営利活動</p>	<p>・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>動物飼育</p>	<p>・施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者にご相談ください。</p>

平成 年 月 日

指定障がい者支援施設岩内あけぼの学園のサービス提供及び利用の開始に
際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：岩内あけぼの学園
説明者職名：
氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定障がい者支援施設岩内あけぼの
学園のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
氏名： 印

身元保証人等
住所：
氏名： 印
続柄：

事業者所在地：北海道岩内郡岩内町字野東210番地
名称：社会福祉法人あけぼの福祉会
代表者：理事長 西崎 公一